

球磨村省エネ家電買換促進補助金に係るQ&A

- (1) 買換えの対象となる家電製品が6年経過しているものを対象としているのはなぜですか。
- ⇒ 国税庁が示す法定耐用年数を基準としており、エアコンディショナーや冷蔵庫、照明器具の法定耐用年数は6年となっているためです。
- (2) 新規購入は対象ですか。また、省エネ家電製品を買い換える場合も対象となりますか。
- ⇒ 今回は、省エネ家電製品に買い換えてもらうことで、温室効果ガスと消費電力を削減することが目的であるため、新規購入に関しては、対象外となりますが、省エネ家電製品（6年以上経過している家電）の買換えであれば対象とします。
- (3) 1つの住宅に2世帯が生活している場合、2世帯とも対象となりますか。
- ⇒ 生活基盤が分かれている場合には対象といたします。
生活基盤が分かれているか否かについては、生計や扶養などで判断します。
例：①2階建ての家で、2階と1階でそれぞれ親の世帯と子の世帯が住んでいる
②生活（食事や炊事、洗濯等）をそれぞれで行っている など
- (4) 補助金の限度額が5万円となっていますが、限度額に達するまで対象家電製品を複数購入してよいのでしょうか。
- ⇒ 購入して問題ありません。購入する家電製品によっては、1つでは補助金の交付限度額に達しない可能性があるため、照明器具の複数購入や家電製品の抱き合わせ等での購入により、限度額まで使用する形をとってもらうことが可能です。ただし、補助金の申請及び交付は1世帯につき、1回限りであることにご注意ください。
例 ①冷蔵庫 60,000 円＋エアコン 90,000 円＝150,000 円 ⇒ 50,000 円の補助
②冷蔵庫 60,000 円 ⇒ 30,000 円の補助
後日、上限額 50,000 円－30,000 円＝20,000 円の差分の申請は不可
- (5) エアコンディショナーは、設置する際に設置費用や既存のエアコンディショナーの処分費がかかると思いますが、その費用も対象となるのでしょうか。
- ⇒ 対象となります。
- (6) 家電製品を購入した際に現金で支払う予定ですが、現金値引きがあった場合や所持しているポイントカードによるポイントを活用して残りを現金で支払った場合、現金で支払った金額が補助金交付の対象額となるのでしょうか。
- ⇒ 現金値引きについては、その値引きされた分の費用は補助金の対象額とはなりません。ポイントカードによるポイントを活用した分については、補助金の対象額となります（ポイントもご自身が貯めて活用した現金という扱いを行います。）。

(次ページ)

(7) リサイクル券とは何ですか。

⇒ 通常、家電製品を処分する場合には、処分先に家電製品と一緒にリサイクル券を提出します。処分先からは控えを渡されますので、その写しの提出をお願いします。なお、リサイクル券については、郵便局で購入することが可能です。処分の方法については、購入元の家電販売店にご相談ください。

(8) 省エネ家電製品を購入する際に家電販売店から買換えの対象とする家電製品の下取りの申し出があった場合、実績報告書に添付するリサイクル券の写しはどうすればいいですか。

⇒ 買換えの対象とする家電製品について家電販売店から下取りの申し出があった場合には、家電販売店からリサイクル券の控え（または控えの写し）をもらうようにしてください。

(9) (8) と関連しますが、買換えの対象とする家電製品の下取りをした場合、購入額から下取り額を除いた額が補助対象額となりますか。

⇒ そのとおりとなります。そのため、実績報告の際には、購入した省エネ家電製品の購入額と下取りをした家電製品の下取り額が分かる領収書等を提出してください。

(10) Amazon などによるオンライン購入は対象となりますか。

⇒ オンラインでの購入は対象外となります。人吉市又は球磨郡に属する町村に所在する事業所から購入してください。

(11) 申請期限はありますか。

⇒ 申請は、令和7年4月1日から受け付けます。申請期限は特に設けていませんが、令和7年12月末日までに実績報告を行う必要があります。そのため、補助金申請後からの購入、実績報告書の提出を見据えて計画的な申請をお願いします。また、予算に限りがありますので、早めの申請をお勧めいたします。

(12) 買換え前の家電製品のメーカーや型番、製造年の確認のための写真について、それらを表記しているものは家電製品のどこについていますか。

⇒ エアコンディショナーは送風口付近、冷蔵庫は扉を開いた内側、照明器具は照明器具の端のそれぞれラベリングがしてあることが多いです。また、家電製品によって異なるため、分からない場合は、購入した販売店に確認してください。

※別途参考写真を掲載します。

(13) 事業開始日以前に買い換えた家電製品の購入費用は対象外となりますか。

⇒ 事業開始前に購入した場合は対象外となります。

(次ページ)

- (14) 申請した後に、購入する家電製品を変更する場合、何か手続きが必要ですか。
- ⇒ 内容や金額が変わる場合には、変更申請をお願いします。内容や金額の確認が必要となるためです（変更する家電製品が対象家電製品であるか等）。
- (15) 冷蔵庫を処分し、省エネ家電製品のエアコンディショナーを購入する場合も対象となりますか。
- ⇒ 同種の家電製品に買い替える場合（例えば、冷蔵庫を処分して新たな冷蔵庫を購入する場合）が対象です。冷蔵庫を処分し、エアコンディショナーを設置するなど、処分するものと購入・設置を行うものの種類が異なる場合は補助の対象としません。
- (16) 多段階評価点の確認はどのように行えばよいですか。
- ⇒ 下図の☆が3つ以上の評価になっているものを購入の対象としています。この評価については、省エネ型製品情報サイトに家電製品毎に記載されており、対象の家電製品を調べることができます。また、家電販売店でも家電製品に表示されています。不明な場合には、家電販売店の従業員にご確認ください。

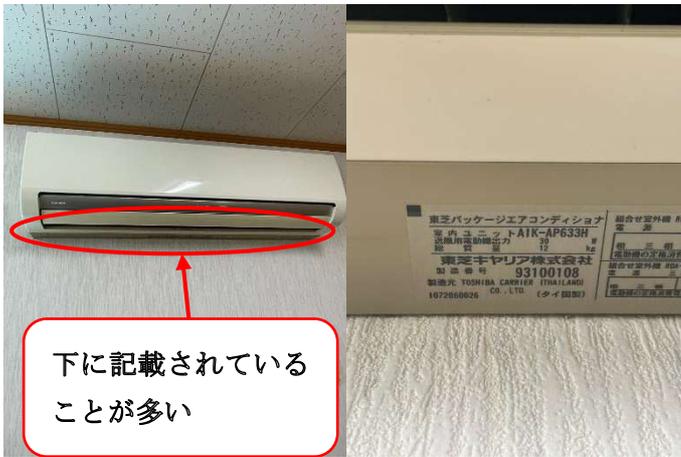
(参考)
省エネ型製品情報サイト
URL: <https://seihinjyoho.go.jp/>



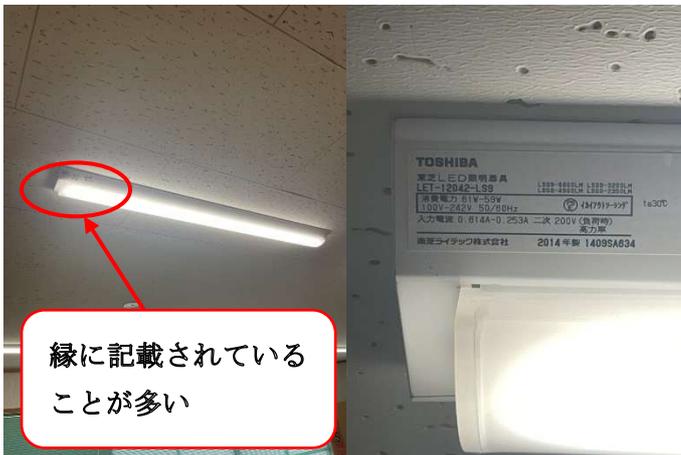
- (17) 購入者と世帯主が異なる場合は対象となりますか。
- ⇒ 領収書、保証書の宛名は同じ世帯の世帯員でも問題ありません。ただし、補助金の申請や請求については、世帯主が行なって下さい。

●買換の対象となる家電製品の写真の撮り方について ※問1 2 関係

エアコンディショナー



照明器具



電気冷蔵庫

